

全国大会等開催助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における競技技術の向上、競技人口の拡大、地域の活性化、施設の有効活用等を図ることを目的とした中国大会規模以上の各種競技大会開催に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象大会)

第2条 助成金の交付対象とする大会は、市・県を含む地域を対象とする予選または選考を経て代表となった者が出場する全国並びに西日本・中国地区を対象とする大会（マラソン等においては、大会標準記録規定がある大会）で、次の各号のいずれか該当するものとする。ただし、入場料金を501円以上徴収する大会及び参加者が50人以下の大会は助成対象としない。

- (1) 中学校体育連盟、高等学校体育連盟もしくは高等学校野球連盟が主催する大会又は、各種目大学連盟が主催し、かつ、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）加盟団体が共催する大会
- (2) 日本スポーツ協会又は日本スポーツ協会加盟団体が主催する大会
- (3) 国又は地方公共団体が主催し、かつ、日本スポーツ協会加盟団体が共催する大会
- (4) その他市長が特に必要と認める大会

(大会開催助成の種別及びその適用)

第3条 大会開催助成の種別及び適用は、別表1のとおりとする。ただし、別表1による補助金額が、別表2による補助金額を下回る場合は、別表2のとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条の規定により算出した補助金額を別表1中備考欄に掲げられた対象経費の総額（千円以下切り捨て）を上限とし、予算の範囲内において支出する。ただし、助成金の額は、大会開催経費の2分の1に相当する額を超えないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 大会収支予算書
 - (2) 大会開催要項
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定を行う場合において、助成金の交付の目的を達成するために、交付決定に際して必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成事業実施者」という。）は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更申請書（様式第3号）を市長に提出して、市長の承認を得なければならない。

2 助成事業実施者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び遂行状況を書面により市長に届け出て、市長の指示に従い、適切な処理をしなければならない。

（実績報告）

第8条 助成事業実施者は、大会の終了後すみやかに大会開催事業報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会収支決算書
 - (2) 大会成績表
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （助成金の交付額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する大会開催事業報告書を受理したときは、その

内容を審査し、助成対象事業が適切に遂行されていると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第5号）により、助成事業実施者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第10条 前条に規定する通知を受けた助成事業実施者は、助成金交付請求書（様式第6号）をすみやかに市長に提出するものとする。この場合において、次条の規定による概算払を受けているときは、当該通知による額からその概算払により交付を受けた額を差し引いて得た額を請求するものとする。

（概算払）

第11条 市長は、必要と認める場合は、第6条の規定による助成金交付決定に係る額の範囲内で概算払により助成金を交付することができる。

2 助成事業実施者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第12条 市長は、前2条の規定による請求書を受理したときは、これを審査し、適正であると認めるときは、助成事業実施者に当該請求額を交付するものとする。

（遵守事項）

第13条 助成事業実施者は、交付された助成金の使用にあたっては、第1条に規定する助成金の目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

（関係書類の整備）

第14条 助成事業実施者は、当該助成金に係る収支を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、助成事業実施者に対し報告を求め、又は前項に規定する書類の検査をすることができる。

（助成金の交付決定の取り消し及び助成金の返還）

第15条 市長は、助成事業実施者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定又は助成金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。
- (2) 助成金を助成対象事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 市長への提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関し不正行為があったとき。
- (4) その他市長が助成金を交付することが不相当と認めたとき。

(補助金の内容の公表)

第16条 市は、第8条の規定により提出された書類に基づき、補助金額及び補助の内容を市ホームページで公表するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。